

公認会計士・監査審査会の役割と 公認会計士監査を巡る最近の動向

関西学院大学
令和4年6月29日

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

構成

- I. 公認会計士・監査審査会
- II. 公認会計士監査を巡る最近の動向
- III. モニタリングへの影響



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』
令和3年、金融庁、11頁。

I. 公認会計士・監査審査会

1. 審査会の目的と組織
2. 公認会計士試験の実施
3. 監査事務所等のモニタリング
4. 検査の概要



I -1 審査会の目的と組織

- 公認会計士・監査審査会（以後、審査会）は、平成16年4月、平成15年に改正された公認会計士法に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置された。
 - － 当時、金融審議会・公認会計士制度部会では、会計不正事件に対する米国での対応などの動向を踏まえ、制度の在り方についての検討が行われていた。
 - － 検討の中で、行政において、監視・監督の立場から、「自主規制」の限界を補完することの必要性が指摘された。

I -1 審査会の目的と組織

- 審査会は、公認会計士法により設置された組織であり、公認会計士法の目的の達成に貢献することが目的になる。
- 公認会計士法では、公認会計士の使命や職責について規定している。
 - 「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」（第1条）
 - 「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」（第1条の2）

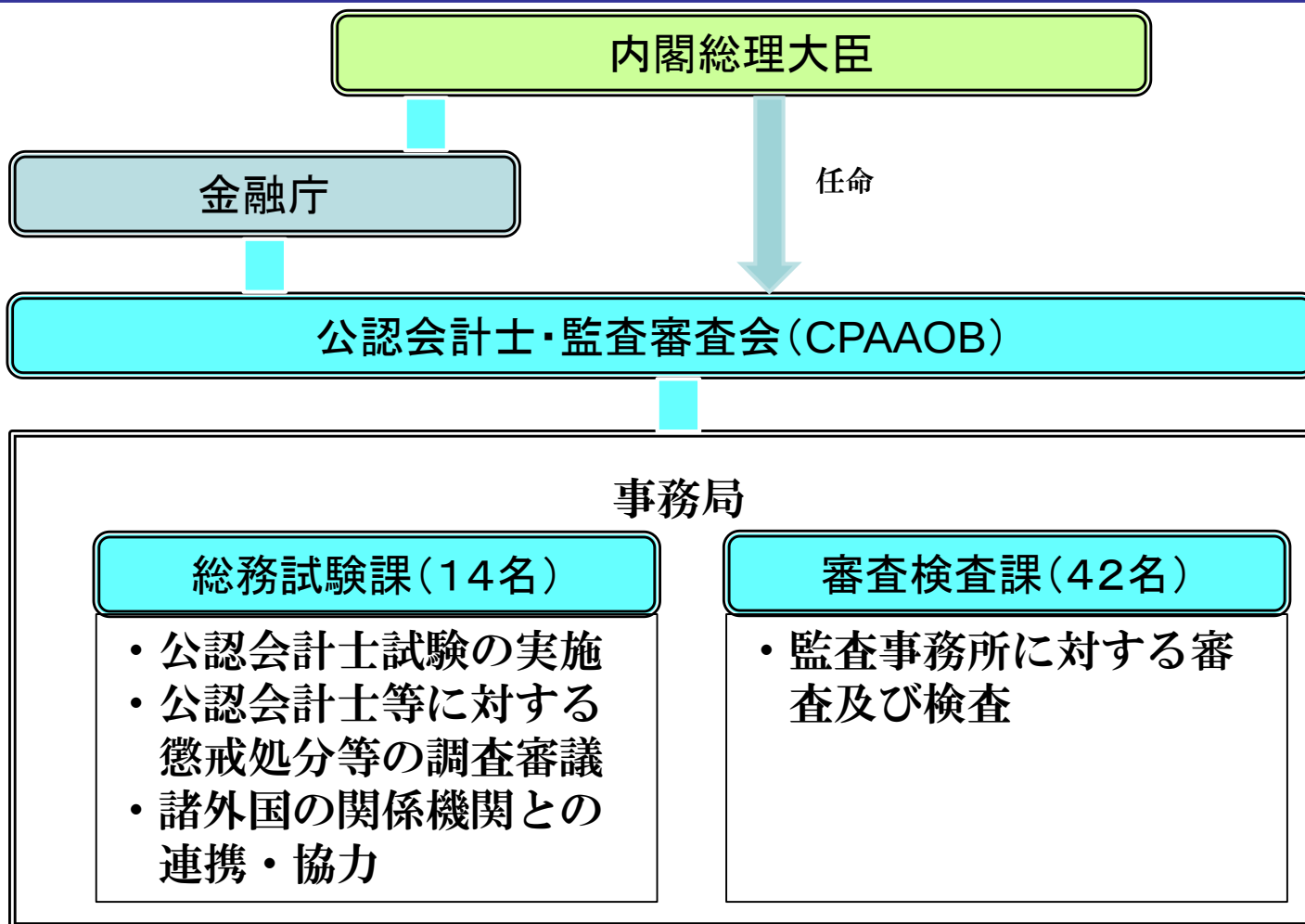
I -1 審査会の目的と組織

- 審査会は、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援するとともに、公認会計士が「職責」（第1条の2）を適切に遂行して「使命」（第1条）を達成できるように支援することを目標とする。
- 上記の目標の達成により、会社等の公正な事業活動及び資本市場の公正性・透明性の向上に貢献し、国民経済の健全な発展に貢献することが審査会の目的である。

I -1 審査会の目的と組織

- ・ 審査会の組織に関する公認会計士法における規定の概要
 - － 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。（第35条の2）
 - － 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。（第36条）
 - － 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。（第37条）
 - － 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（第37条の2）
 - － 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、再任されることができる。（第37条の3）
 - － 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（第41条）

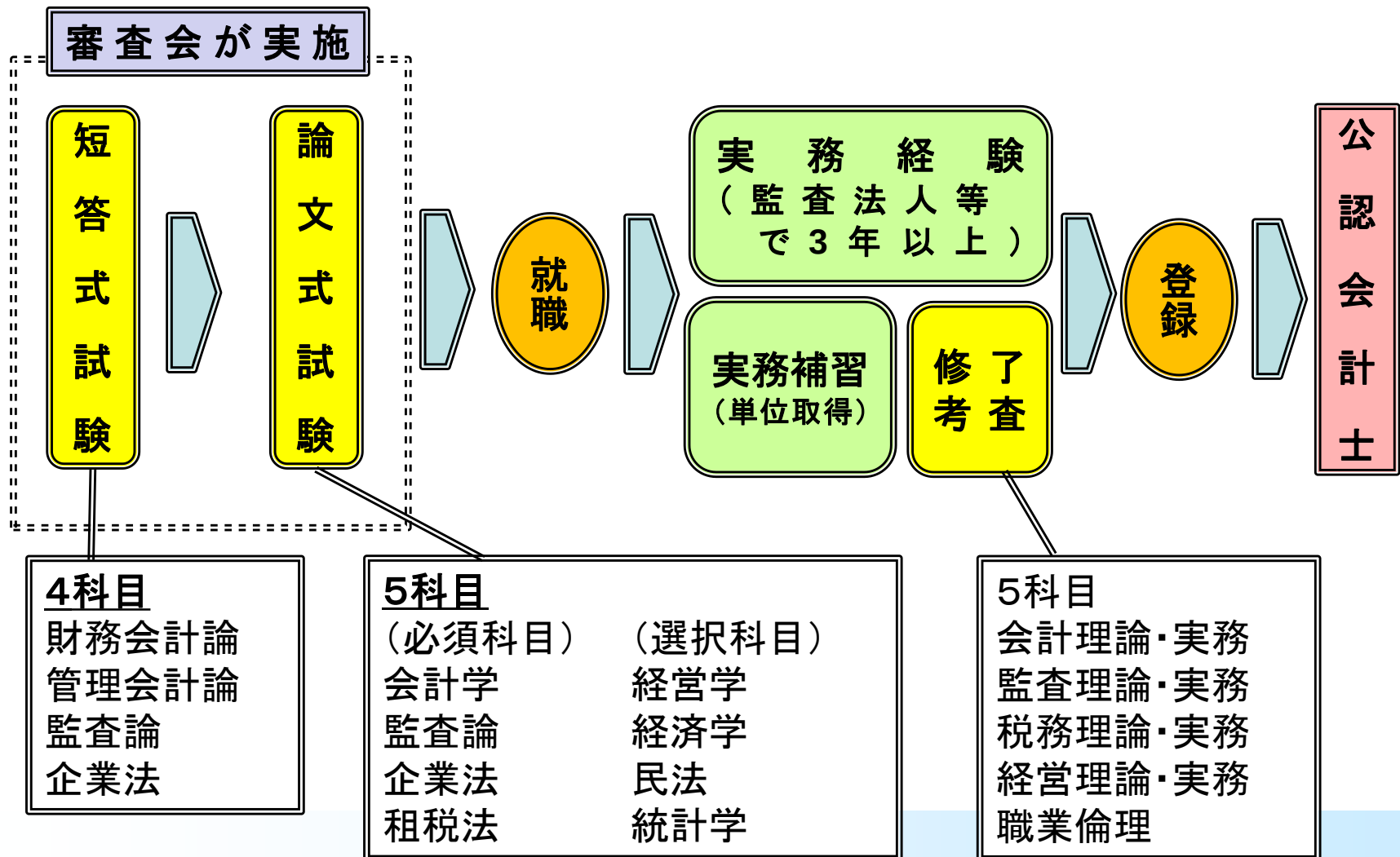
I -1 審査会の目的と組織



上記人員数は、令和3年度定員ベース

(審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会』令和元年度版、2頁。一部修正。)

I -2 公認会計士試験の実施



I -2 公認会計士試験の実施

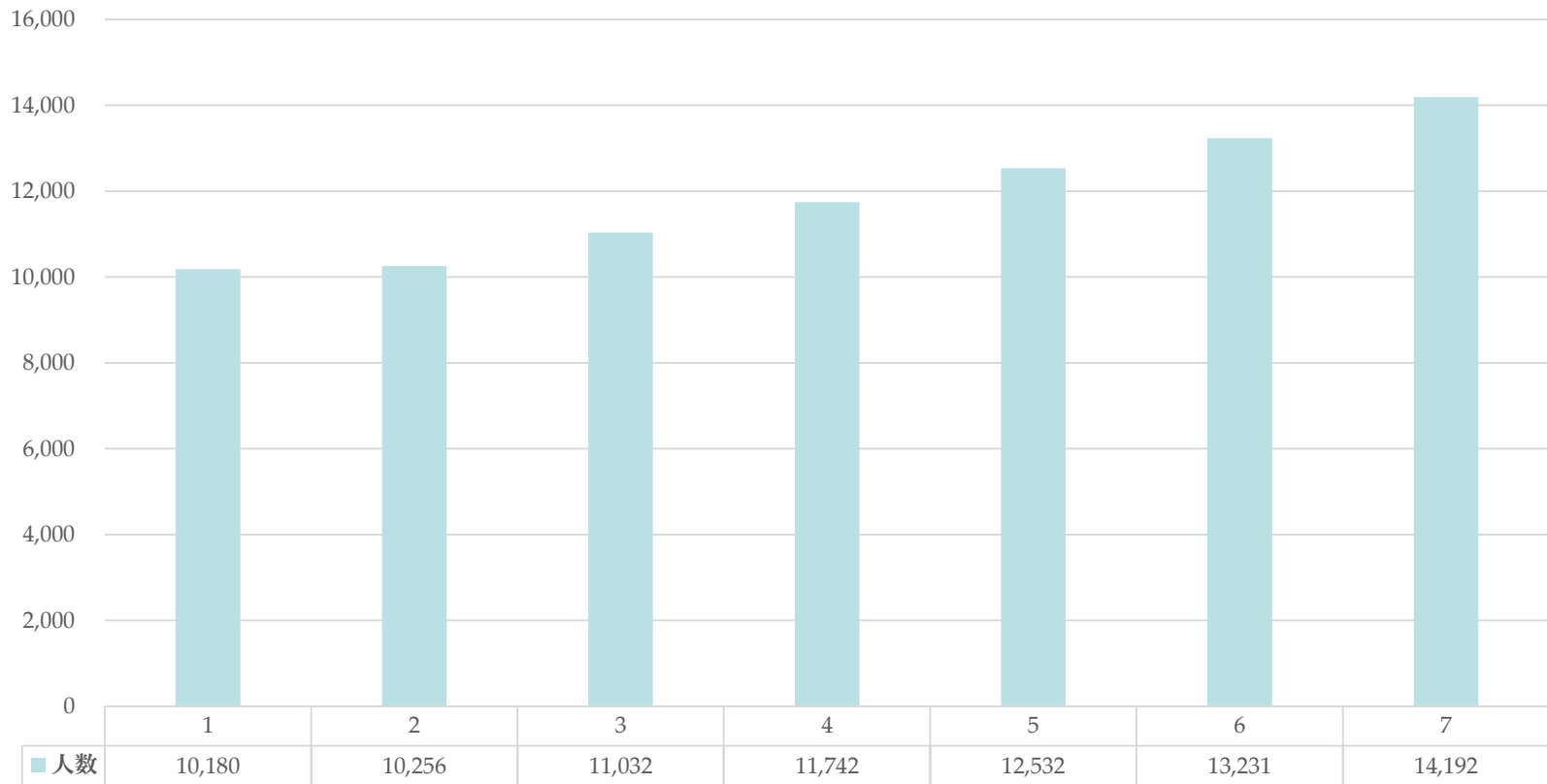
- 短答式試験と論文式試験は、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定する。
- 短答式試験＝受験者が、論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定する試験。
 - － 審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、基礎力を確かめる問題・基本的な事項の理解を問う問題を出題。
 - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除される。

I -2 公認会計士試験の実施

- 論文式試験＝受験者が必要な専門的知識を有しているとの前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価。
 - － 短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」は、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込み。
 - － 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法では、法令集を受験時に配布して実施。

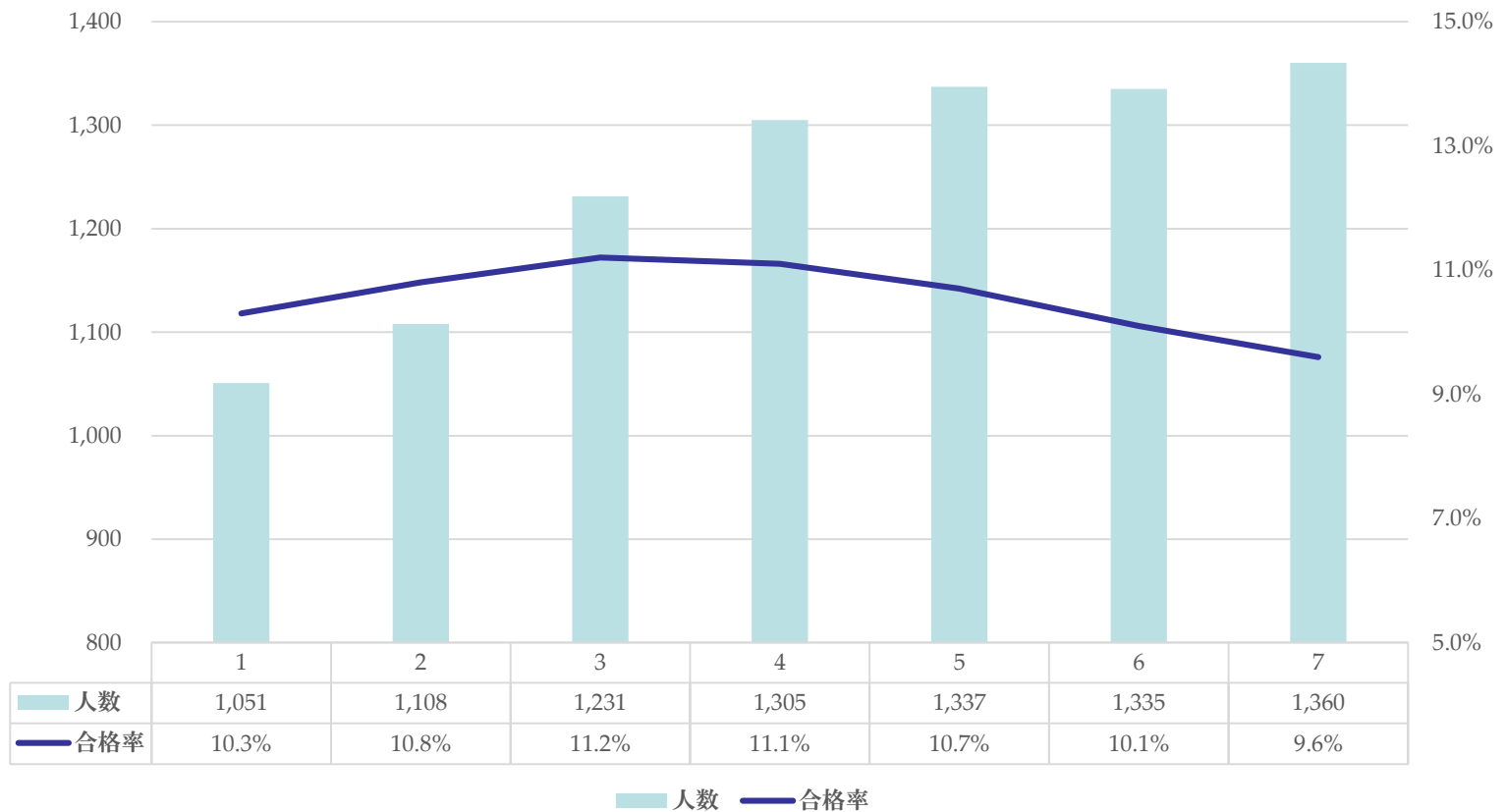
I -2 公認会計士試験の実施

願書提出者数



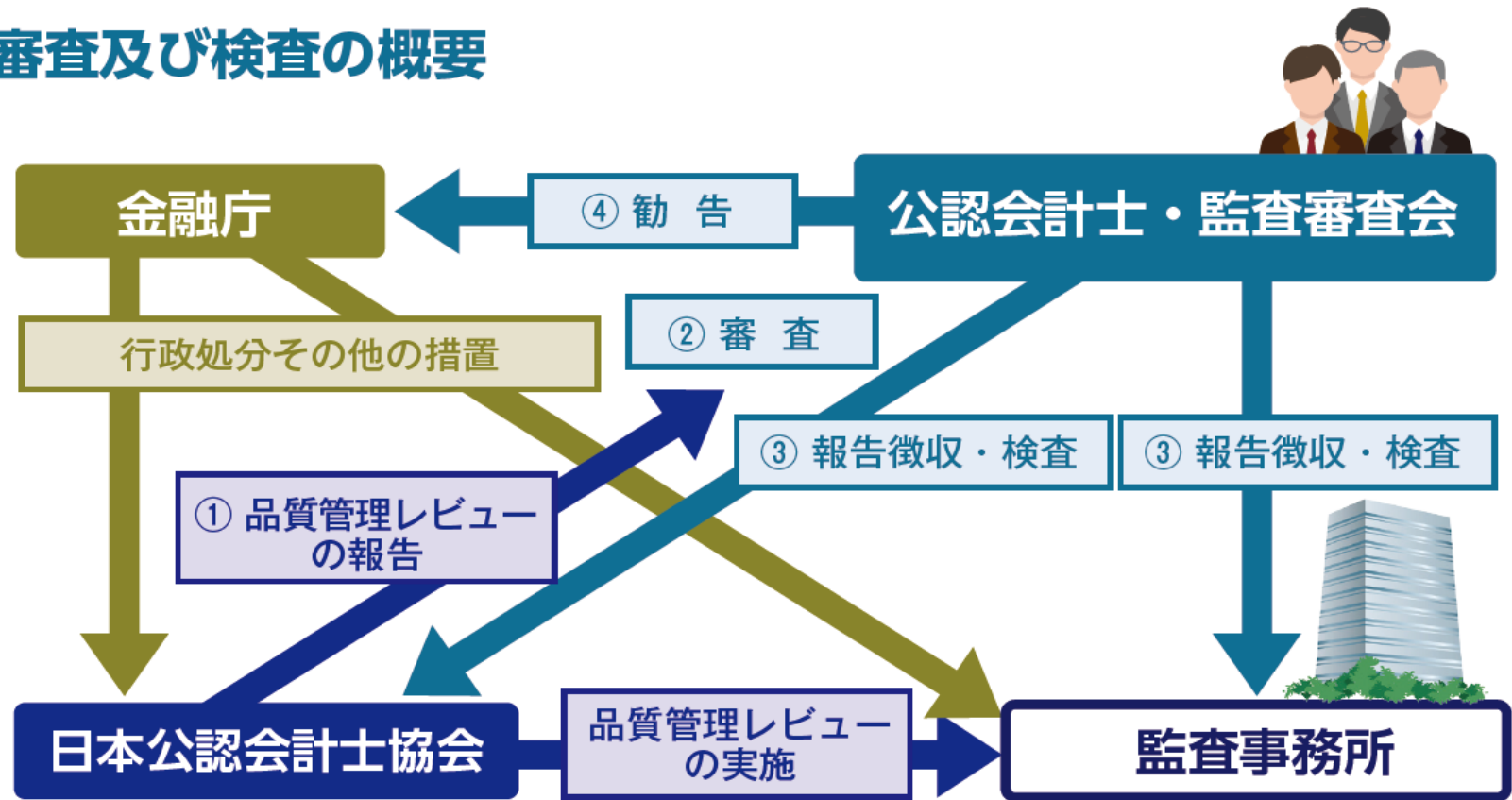
I -2 公認会計士試験の実施

合格者数・合格率



I-3 監査事務所等のモニタリング

■ 審査及び検査の概要



(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット) 令和元年度版、3頁)

I-3 監査事務所等のモニタリング

- 品質管理レビューと審査
 - － 品質管理レビュー＝日本公認会計士協会（以後、協会）が、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図る制度。『品質管理レビューの概要』、参照。
 - － 協会は、審査会に対して、月次報告書及び年次報告書を提出するほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行う。
 - － 審査会は、品質管理レビューの報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査。
 - － 審査会は、審査における分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討。

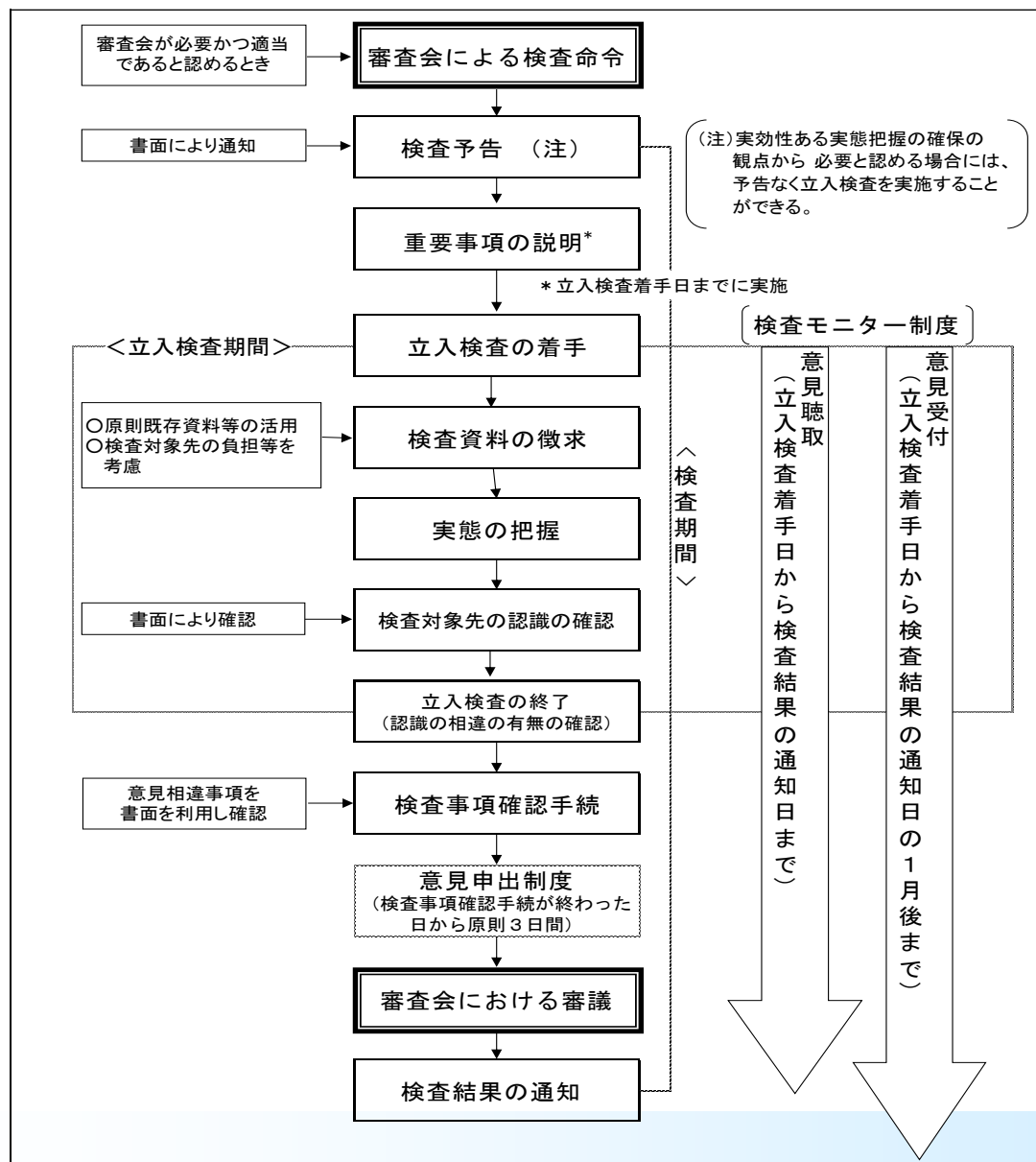
I-3 監査事務所等のモニタリング

- 適切な監査の品質管理の定着を促すため、また、検査を効率的に実施するため、下記のような報告徴収を適時に実施。
 - ① 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収
 - 情報を定時かつ継続的に把握・分析し、その後実施する当該監査法人の検査に役立てるほか、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用。
 - ② 中小規模監査事務所に対する報告徴収
 - 品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、情報を収集・分析。必要に応じてヒアリングを実施。
 - ③ 検査結果通知後のフォローアップ
 - 中小規模監査事務所に対して、検査結果通知の一定期間後に、改善状況をフォロー。
 - ④ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収
 - 総合評価4となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施。速やかな改善を促す。

I-4 検査の概要

- 検査の頻度
 - 大手監査法人＝2年に一度検査を実施。必要に応じフォローアップ検査を実施。
 - 準大手監査法人＝原則として3年に一度検査を実施。
 - 中小規模監査事務所＝品質管理レビューでの指摘状況等を検討し、必要に応じて検査を実施。
 - 検査等の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告。

検査の標準的なフロー



(審査会『令和3年版 モニタリングレポート』、42頁)

I-4 検査の概要

- 検査方法
 - － 原則として検査官が監査事務所に赴き、事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査。
 - － 検査対象となる個別監査業務は、リスク・ベースで選定。
 - － 検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて実施。
 - － 原則として監査事務所の既存資料等を活用。既存資料以外の資料を求める場合、必要性を十分に検討。
 - － 検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者に対して確認。

I-4 検査の概要

- 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-7 <検査結果通知書の記載項目>

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

（審査会『令和3年版モニタリングレポート』、47頁）

I-4 検査の概要

- **総合評価**＝監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の5段階に区分。
 - ① 「良好であると認められる（総合評価：1）」
 - ② 「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」
 - ③ 「改善すべき点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」
 - ④ 「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」
 - ⑤ 「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」

I-4 検査の概要

図表Ⅱ-1-5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
検査件数（件）	9	8	13
平均検査官数（人）	8.2	7.0	5.4
平均検査期間（日）	155.4	129.1	118.6
平均個別監査業務選定数（社）	5.8	5.1	3.2

（注１）平成 28 年度～令和 2 事務年度の 5 年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

（注２）検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

（資料）審査会検査結果より審査会作成

（審査会『令和3年版モニタリングレポート』、45頁）

I-4 検査の概要

図表Ⅱ-1-9 <平成28～令和2事務年度検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当であると認められる	－	－
妥当でない点が認められる	11	3
妥当でないものと認められる	7	5
妥当でないものと認められ、業務 管理態勢等を早急に改善する必 要がある	－	5
著しく不当なものと認められる	－	5

（注）平成28事務年度から令和2事務年度の間に検査に着手し終了した監査事務所

（審査会『令和3年版モニタリングレポート』、49頁）

I-4 検査の概要

- 被検査監査事務所は、審査会の事前承諾なく、被監査会社の監査役等に対し、以下の事項を伝達できる。
 - － 監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要。
 - － 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容。
 - 審査会は、「特に留意すべき事項」の内容をそのまま監査役等へ伝達するように要請。
 - 協会の監査基準委員会報告書は、監査事務所に、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に書面で伝達するように要求。
- 被検査監査事務所は、審査会の承諾を得た上で、検査結果を以下の者に開示することができる。
 - － 被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の監査役等及び取締役。
 - － 潜在的な被監査会社等。

Ⅱ．公認会計士監査を巡る 最近の動向

1. 監査の基準の改訂
2. 公認会計士法の改正
3. デジタル化の進展
4. サステナビリティ情報の開示

補足



Ⅱ-1 監査の基準の改訂

近年の「監査基準」等の改訂

年	主な内容
2017年	「監査法人のガバナンス・コード」制定
2018年	・ KAMの導入
2019年	・ 意見の根拠の規定
2020年	・ リスク・アプローチの強化 ・ 「その他の記載」への対応
2021年	「監査に関する品質管理基準」改訂

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 2015年に発覚した東芝の不適切会計事件を受け、金融庁は「会計監査の在り方に関する懇談会」（以下、「在り方懇」）を設置して検討。懇談会は、2016年、「会計監査の信頼性確保のために」と題する提言を公表。
- 「在り方懇」の提言では、以下の認識の下、次のスライドに示す5つの観点から、講ずるべき取組みを整理して示した。
 - － 会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている。
 - － 不正会計問題への対応に際しては、いたずらに規制・基準を強化するのではなく、その費用と便益を検証しつつ、問題の本質に焦点を当てた対応を取るべき。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016年3月8日）

1. 監査法人のマネジメントの強化

- **監査法人のガバナンス・コード**
（監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示）
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
（コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等）

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- **企業による会計監査に関する開示の充実**
（有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実）
- **会計監査の内容等に関する情報提供の充実**
（監査法人や当局による**情報提供の充実**、**監査報告書の透明化**、監査人の交代理由等に関する開示の充実等）

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
（監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等）
- 不正リスクに着眼した監査の実施
（監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底）

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

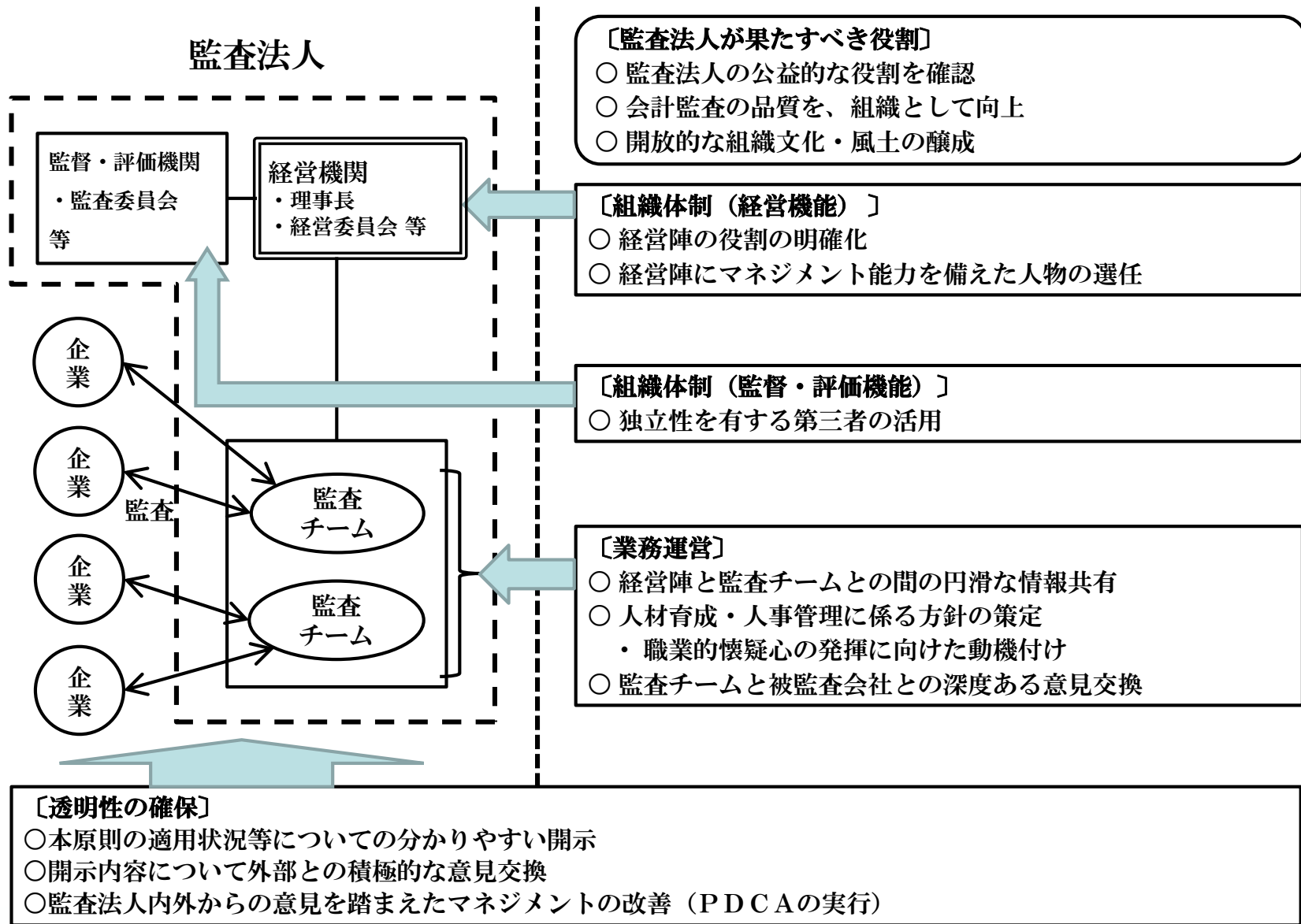
- 監査法人の独立性の確保
（監査法人のローテーション制度についての調査の実施）
- 当局の検査・監督態勢の強化
（公認会計士・監査審査会の**検査の適時性・実効性の向上**、監査法人に対する**監督の枠組みの検証**等）
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
（品質管理レビュー等の見直し等）

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
（監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等）
- 実効的な内部統制の確保
（内部統制報告制度の運用と実効性の検証）
- 監査におけるITの活用（協会において検討を継続）
- その他（試験制度・実務補習等の在り方の検討）

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）のポイント



Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 2018年基準改訂の背景
 - － 「在り方懇」提言2でいう会計監査に関する情報の充実に関する施策の一つとして、「監査報告書の透明化」があげられた。
 - 株主等の判断に資するため。
 - 高品質な監査提供へのインセンティブを高めるため。
 - － 国際的な動向
 - 2015年、国際監査基準でKAMの記載を要求する基準を採用。
 - 2017年、PCAOBはCAMの記載要求を含む監査基準を公表。

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 2018年基準改訂のポイント
 - － 「監査上の主要な検討事項」 (KAM) の導入。
 - 監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定し、その中から特に重要と判断した事項を、KAMの区分を設けて記載。
 - － 国際監査基準との整合性を図るための改訂。
 - 監査報告書の記載区分。
 - 継続企業的前提に関する事項。

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 2019年基準改訂の背景
 - － 「在り方懇」提言2でいう会計監査に関する情報の充実を受け、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を設け、無限定適正意見以外の意見を表明する場合の対応を中心に検討し、2019年、報告書を公表。
- 2019年基準改訂のポイント
 - － 報告書を受け、無限定適正意見以外の意見の場合、監査報告書において、なぜその意見となったのか、意見の根拠を明確に説明することを求めた改訂。

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 2020年基準改訂の背景
 - － 経営者による財務諸表以外の情報の開示の進展。
 - － 会計上の見積り及びリスク評価に係る国際監査基準の改訂。
 - － 審査会の検査結果における、会計上の見積りの監査やリスク評価及びリスク対応に関する、多くの不備の指摘。

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 2020年基準改訂のポイント
 - － 「その他の記載内容」に係る役割の明確化。
 - 通読し、「その他の記載内容」と財務諸表又は監査の過程で得た知識との間に重要な相違がないかの検討を要請。
 - － リスク・アプローチの強化。
 - 財務諸表項目レベルで、固有リスクと統制リスクを分けて評価。
 - 固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクを特別な検討を必要とするリスクとすることを要求。
 - 会計上の見積りについての手続の明確化。

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 監査に関する品質管理基準の改訂
 - － 現行の品質管理基準では、監査事務所に対し、あらかじめ定められた一定の品質管理の方針及び手続の整備を求めてきた。これに対して、今回の改訂では、監査事務所自らが、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害するリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入することとした。これにより、監査事務所が、経済社会の変化に応じ、主体的にリスクを管理することで、質の高い品質管理を可能とすることとしている。
- (「監査に関する品質管理基準の改訂について」2021年11月、二、1)
- 背景には、国際的な品質管理基準が改訂されたことがある。

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

品質管理システムの構成項目

- (1) 監査事務所のリスク評価プロセス
- (2) ガバナンス及びリーダーシップ
- (3) 職業倫理及び独立性
- (4) 監査契約の新規の締結及び更新
- (5) 業務の実施
- (6) 監査事務所の業務運営に関する資源
- (7) 情報と伝達
- (8) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- (9) 監査事務所間の引継

Ⅱ-1 監査の基準の改訂

- 第四 監査事務所のリスク評価プロセス
 1. 監査事務所は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクへの対処からなるリスク評価プロセスを整備し、運用しなければならない。
 2. 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために必要であると判断する場合には、本基準に規定されている品質目標に加え、監査事務所が必要と考える品質目標を設定しなければならない。
 3. 監査事務所は、設定した品質目標の達成を阻害しうる品質リスクを識別して評価しなければならない。
 4. 監査事務所は、評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施しなければならない。

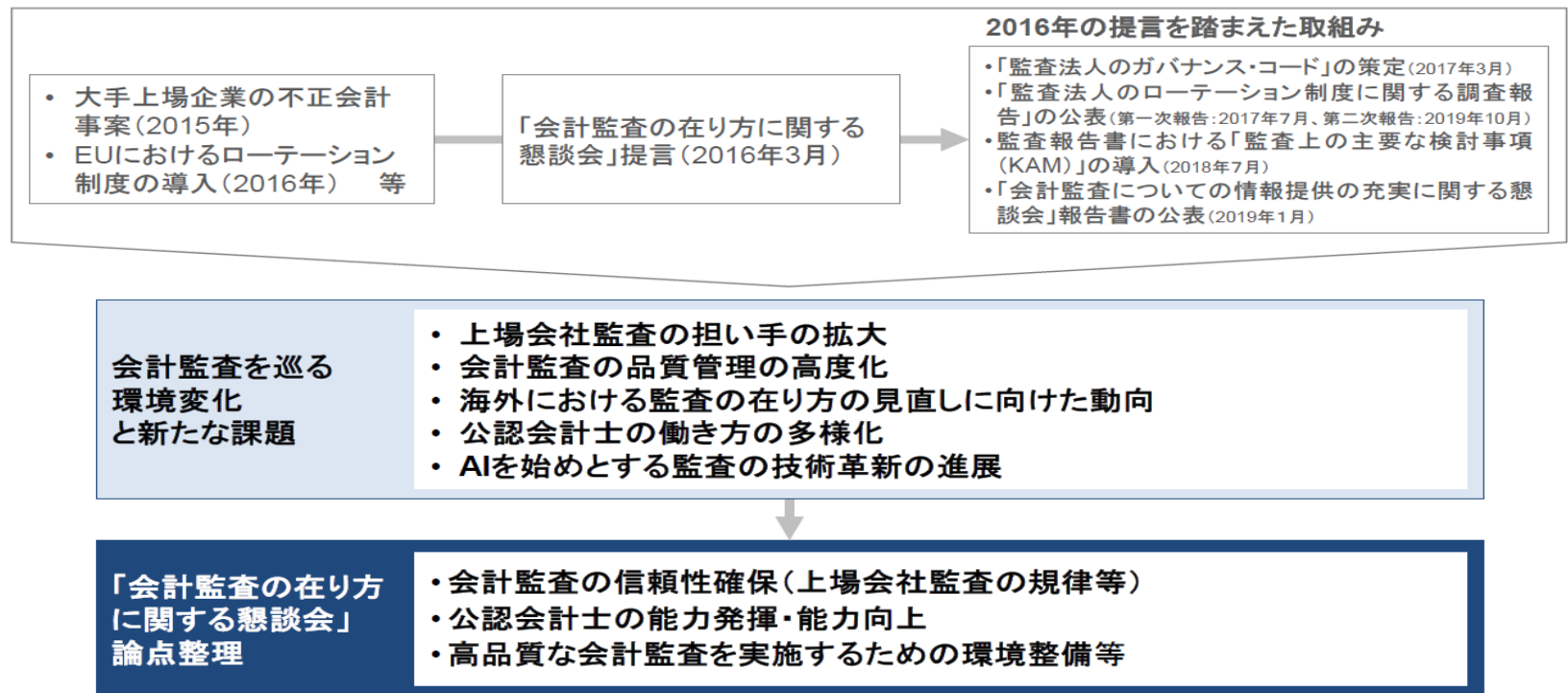
Ⅱ-1 監査の基準の改訂

• 第十一 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

1. 監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握するとともに、**識別した不備に適切に対処するためのモニタリング及び改善プロセス**を整備し、運用しなければならない。当該モニタリングには、品質管理システムに関する日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証が含まれる。
2. . . .
3. 監査事務所は、**識別された不備の根本原因を調査**し、当該不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価することによって、不備の重大性及び影響を及ぼす範囲を評価しなければならない。
4. 監査事務所は、識別された不備の根本原因分析の結果を踏まえ、**不備に対処する改善活動**を実施しなければならない。
5. モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、品質管理システムに関する最高責任者並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任者に対して、実施したモニタリングの内容、品質管理システムの不備とその評価結果及び不備に対処する改善措置について適時に報告しなければならない。

Ⅱ-2 公認会計士法の改正

- 「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」論点整理（令和3年11月12日）①



Ⅱ-2 公認会計士法の改正

- 「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」論点整理（令和3年11月12日）②

	環境変化・新たな課題	対応の方向性	
会計監査の 信頼性確保	- 企業活動が複雑化し、上場会社の多様性が広がる中、中小監査事務所を含め、上場会社の監査の担い手の裾野が拡大 - 会計監査の品質管理の高度化 - 海外における監査の在り方の見直しに向けた動向	■ 中小監査事務所等に対する支援の充実	
		■ 上場会社の監査に高い規律を求める制度的枠組みの検討 ・「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れの促進	★
		■ 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮 ・ 深度ある品質管理レビューの実施 ・ 公認会計士・監査審査会による検査範囲の見直し	★
公認会計士の 能力発揮・ 能力向上	- 公認会計士の働き方の多様化 — 女性活躍の進展 — 組織内会計士の増加	■ 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限について見直しを検討	★
		■ 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策の検討や、研修プログラムの充実等	★
高品質な 会計監査を 実施するため の環境整備等	監査基準の高度化やAIを始めとする監査の技術革新の進展	■ 継続的専門研修(CPE)、実務補習・業務補助等の充実 (公認会計士試験制度の在り方については、中長期的な目線で検討) ■ 監査事務所と企業の人材交流等による公認会計士の現場感覚の養成 ■ CPEの受講義務を適切に履行しない者に対する対応	★
		■ コーポレートガバナンス・コードに基づく企業の取組み	
		■ 監査役等や内部監査部門とのコミュニケーション・連携の強化 ■ 内部統制の整備・運用状況の分析、実効性向上に向けた議論	

★ = 制度的な対応が必要となる事項

- 4 -

Ⅱ-2 公認会計士法の改正

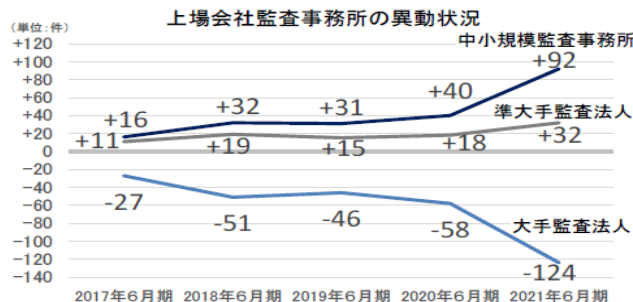
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案 概要（令和4年3月4日）

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に資する公認会計士制度を実現

会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

背景：上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入
【公認会計士法第34条の34の2等】
 - 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認
【公認会計士法第34条の34の6】
 - 上場会社の監査事務所に対し、適切な体制整備を規律付け
(監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実に想定)
【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。
【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

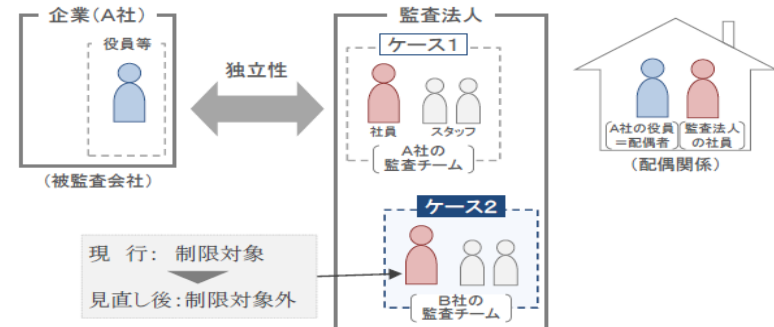
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し
【公認会計士法第49条の4第2項】

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景：共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に業務制限の対象を限定
(現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象)
【公認会計士法第34条の11第1項】



<その他の事項>

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
【公認会計士法第17条】
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)
【公認会計士法第3条】
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
【公認会計士法第21条】
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ)
【公認会計士法第44条第1項】

Ⅱ-3 デジタル化の進展

- 被監査会社のデジタル化への対応
 - － 会計記録や取引記録等のデータのデジタル化。
 - － クラウドを基礎とするオンラインストレージの利用。
 - － デジタル化を前提とした内部統制の見直し。
- 監査業務におけるIT/AIの活用
 - － ネットワーク共通の電子監査調書の利用。
 - － 被監査会社とのファイル交換システム。
 - － 比較的単純な監査手続（開示チェック、帳簿や証憑の突合）のRPA化。
 - － AIを活用した不正予測ツール。
 - － 被監査会社の取引等を日常的に分析するリアルタイム監査。（将来）

Ⅱ-3 デジタル化の進展

- グローバルネットワークが、IT/AIを活用した監査ツールの研究・開発を一括して行う場合が多い。
- 中小規模監査事務所では、監査ツールの利用が進んでいない場合が多い。
 - 令和3年11月、電子監査調書システムを利用するための共通ITインフラ環境の提供を目的として、合同会社D&Iコンソーシアムが設立された。
- 被監査会社からデータ入手するには、被監査会社の理解と協力が必要であり、監査ツールで利用するためのデータクレンジングに時間がかかるという問題点も指摘されている。
- ビジネスリスクの把握や内部統制評価（特に、統制環境）のため、不備の根本原因分析等のため、経営者とのディスカッションや監査役等とのコミュニケーションはより重要になる。IT/AIの活用により、そのための時間を捻出することができる。

Ⅱ-3 デジタル化の進展

- リモートワークの進展
 - － リモート会議システムの活用。
 - － 原始証憑・文書のリモートでの閲覧。
 - － リモート監査に関するガイダンスの作成。
 - － リモートでの研修。
 - コロナウイルス感染症の拡大により促進。終息後も、働き方改革や監査業務効率化の観点から、リモートワークを織り交ぜた勤務体制に。
 - 新人研修やメンタル面でも課題。
- サイバーセキュリティ対策

Ⅱ-3 デジタル化の進展

状況	大手監査法人	準大手監査法人
導入済	・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出） ・ 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法） ・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用） ・ RPA（データ入力及び加工の自動化） ・ 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化）	・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）
導入中 （一部の法人で導入済みのものも含む）	・ AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の将来不正予測） ・ 監査データベース（法人内の知見等をデータベース化し、共有する仕組み）	・ 証憑突合ツール ・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用） ・ RPA
開発中	・ AI（非財務情報を用いた将来不正予測） ・ ドローン（実地棚卸の立会の効率化） ・ ブロックチェーンの活用 ・ 自然言語処理（文書のデータ化及び解析）	・ AI（過去の財務情報を用いた将来不正予測）

（資料）報告徴収等で把握した内容に基づき、審査会作成

審査会『令和3年版 モニタリングレポート』令和3年、105頁。

Ⅱ-4 サステナビリティ情報の開示

- ESGに関する課題への関心が高まり、ESG投資が注目されるようになった。
- そのため、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）情報の開示が要請されるように。
 - 令和3年4月、欧州委員会、企業サステナビリティ報告指令案公表。
 - 令和3年6月、改訂のコーポレートガバナンス・コード（補充原則3-1③）は、上場会社に、自社のサステナビリティについての取組みの適切な開示を要請。特に、プライム市場上場会社には、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとした。

Ⅱ-4 サステナビリティ情報の開示

- 令和3年11月、IFRS財団、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）設立。令和4年3月、ISSBは、気候変動開示及びサステナビリティ関連の開示要求事項の基準の公開草案を公表。年末までに、最終化を予定。
- 令和3年12月、財務会計基準機構のもとに、「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を、令和4年7月に設立する旨を公表。
- 令和4年3月、SEC、気候関連開示を義務化する内容の規則案公表。

Ⅱ-4 サステナビリティ情報の開示

- ESG投資の影響が大きくなると、企業により提供されるサステナビリティ情報の信頼性が重要性を増し、第三者による情報の保証も必要に。
- サステナビリティに係る状況を、財務諸表上の数値の見積りに影響させる必要も生じる。

Ⅱ．補足

- ウクライナ情勢の影響
- 中国のゼロコロナ政策の影響
 - － リスク評価の修正。
 - － 会計上の見積りへの影響。
 - － 監査範囲の制約。

Ⅲ. モニタリングへの影響

- 監査の基準の改訂への対応
 - － モニタリングにおいて、改訂された監査基準及び関連の監査基準委員会報告書を遵守して、適切な監査を実施する態勢が構築されているかを確認又は検証。
 - － 令和3年3月期の決算からKAMの記載が適用。検査では、KAMの決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る監査手続等について検証。
 - － 令和4年3月期の決算からは「その他の記載内容」に対する手続、令和5年3月期の決算からは、リスクアプローチの強化が実施。今後の検査では、これらの対応状況を検証。

Ⅲ. モニタリングへの影響

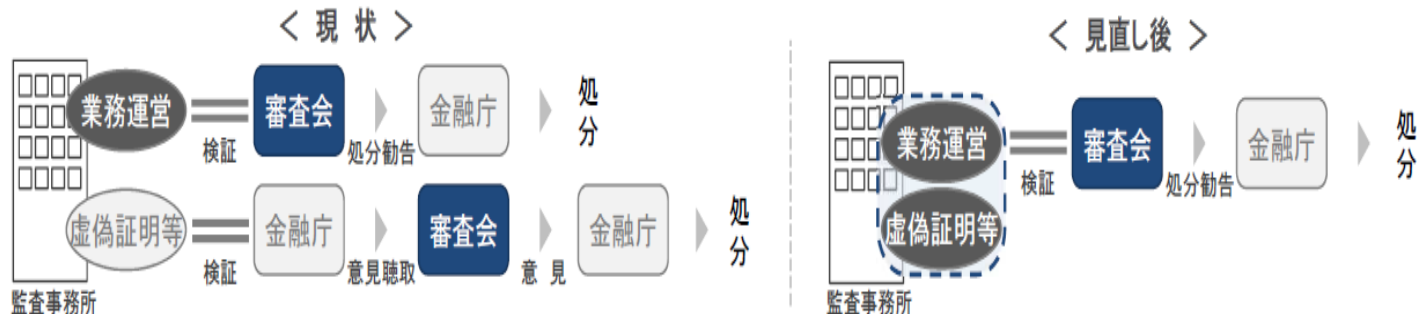
- 改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所では令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間）の財務諸表の監査から実施。
- モニタリングにおいて、監査事務所の対応状況を確認しつつ、円滑な導入を促す必要がある。
- 品質管理システムの検査に向けて、適切な検証方法を検討する必要がある。

Ⅲ. モニタリングへの影響

- 公認会計士法の改正への対応
 - － 上場会社監査の担い手の拡大への対応
 - － 立入検査権限の見直しへの対応

□ 公認会計士・監査審査会の立入検査等において、監査法人等の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとする。

【公認会計士法第49条の4第2項】



金融庁「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案 説明資料」令和4年3月、2頁。

Ⅲ. モニタリングへの影響

- デジタル化の進展への対応
 - － モニタリングによる各監査事務所の対応状況を把握。
 - AIを活用した不正予測ツールなどの監査ツールが適切に使用されているかを確認することが必要。
 - サイバーセキュリティへの取り組み状況を確認することが必要。
 - － 可能な範囲で、リモート検査を活用
 - リモート会議システムを用いたヒアリング。
 - 検査必要書類の電子媒体での提出。
 - 監査事務所の電子監査調書システムにより閲覧。
 - － 報告徴収等でも、リモート会議システムを活用。
 - オンラインの限界を考慮しつつ、リモート検査を積極的に取り入れ、効率化を図る。

Ⅲ. モニタリングへの影響

- サステナビリティ情報の開示の影響
 - － サステナビリティ情報の開示基準が整備され、情報の重要性が高まるとともに、保証の必要性も高まる。
 - － 保証が重要になると、適切に保証業務が実施されているかどうかについての関心が高まる。その結果、保証業務の提供業者に対するモニタリングの必要性が生じると考えられる。

参考資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)
からダウンロードできます。
 - 審査会パンフレット 『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』
 - 『目指せ、公認会計士！』 令和4年
 - 『令和3年版 モニタリングレポート』 (7月に令和4年版公表の予定)

ご清聴
ありがとうございました

